

基準適合一般事業主認定申請書

都道府県労働局長 殿

申請年月日 平成 年 月 日

(ふりがな)
一般事業主の氏名又は名称

(ふりがな)
(法人の場合)代表者の氏名

印

主たる事業
住所 〒

電話番号

次世代育成支援対策推進法第 13 条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 策定・実施した一般事業主行動計画について
 - (1) 一般事業主行動計画策定届を届け出た日 平成 年 月 日
 - (2) 一般事業主行動計画策定届の届出先 労働局長
 - (3) 計画期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (期目)
2. 常時雇用する労働者の数 人 (うち有期契約労働者 人)
 - 〔男性労働者の数 人
 - 〔女性労働者の数 人
3. 一般事業主行動計画において達成しようとした目標及びその達成状況 (第四面に記載すること)
4. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日 平成 年 月 日
5. 公表及び労働者への周知の方法

(1) 一般事業主行動計画を策定又は変更した日	(2) 変更した場合の変更内容	(3) 一般事業主行動計画を外部へ公表した方法	(4) 一般事業主行動計画を労働者へ周知した方法
平成 年 月 日		インターネットの利用 (両立支援のひろば・自社のホームページ・その他 ()) その他の公表方法 ()	事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け 書面の交付 電子メールの送信 その他の周知方法 ()
平成 年 月 日	一般事業主行動計画の計画期間 目標又は次世代育成支援対策の内容 (既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。) その他	インターネットの利用 (両立支援のひろば・自社のホームページ・その他 ()) その他の公表方法 ()	事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け 書面の交付 電子メールの送信 その他の周知方法 ()

認定申請の担当部局名	
(ふりがな) 担当者の氏名	

平成 年 月 日	一般事業主行動計画の計画期間 目標又は次世代育成支援対策の内容 (既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。) その他	インターネットの利用(両立支援のひろば・自社のホームページ・その他()) その他の公表方法()	事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け 書面の交付 電子メールの送信 その他の周知方法()
----------	--	--	--

6. 育児休業等の取得に関する状況

(1) 男性労働者の状況

計画期間において育児休業等をした男性労働者数 人
(育児休業等を取得した男性労働者数が0人の中小事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主をいう。以下同じ。)は、イ~ニのいずれかを記入)

イ 計画期間において看護休暇を取得した男性労働者数 人
(1歳に満たない子のために当該休暇を取得した場合を除く。)

ロ 短時間勤務制度等の具体的内容

計画期間において短時間勤務制度等を子の養育のために利用した男性労働者数 人

ハ 計画期間の開始前3年以内に育児休業等をした男性労働者(複数いる場合はそのうちのいずれか一人)が休業した期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

ニ 一般事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度(以下「育児目的休暇制度」という。)の具体的内容

小学校就学前までの子を養育する男性労働者がいない場合に、計画期間において育児目的休暇制度を15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は小学校就学前までの孫のために利用した男性労働者数 人

(2) 女性労働者の状況

計画期間において出産した女性労働者数、育児休業等をした女性労働者数及びその割合

計画期間において		
出産した女性労働者数 (A)	育児休業等をした女性労働者数 (B)	育児休業等をしたものの割合 (B) / (A) × 100
人	人	(C) %

((C) の育児休業等をしたものの割合が75%未満の中小事業主のみ記入)
計画期間の開始前3年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間における状況

平成 年 月 日から平成 年 月 日(計画期間の末日)までの間の		
出産した女性労働者数 (A)	育児休業等をした女性労働者数 (B)	育児休業等をしたものの割合 (B) / (A) × 100
人	人	%

7. 育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況

実施している措置（3歳から小学校就学前までの子を育てる労働者が対象となるものに限る。）	実施の有無
ア 育児休業に関する制度に準ずる措置	有・無
イ 所定外労働の制限	有・無
ウ 短時間勤務制度	有・無
エ フレックスタイム制度	有・無
オ 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	有・無
カ 事業所内保育施設の設置運営	有・無
キ 育児に要する経費の援助措置等	有・無

8. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施状況

実施している措置	実施の有無	措置の内容
ア 所定外労働の削減のための措置	有・無	
イ 年次有給休暇の取得の促進のための措置	有・無	
ウ 短時間正社員制度、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置	有・無	

（注）次の から までの書類を添付すること。

策定・実施した一般事業主行動計画

一般事業主行動計画に定めた目標が達成されたことを明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）

公表及び労働者への周知が義務又は努力義務である事業主については、一般事業主行動計画の公表及び労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（両立支援のひろばの画面を印刷した書類等）であってその日付が分かるもの

育児休業等をした男女労働者の氏名、育児休業等をした期間及び取得の対象となった子の年齢が記載されている書類

6.（1）イ、ロ又は二のいずれかの基準を満たすものとして認定申請をする場合にあっては、看護休暇の取得、短時間勤務制度等又は育児目的休暇制度の利用をした男性労働者の氏名、及び取得又は利用の対象となった子若しくは孫の年齢が記載されている書類

7. の実施状況を明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）

8. の実施状況を明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）及び当該措置に係る目標について明らかにする書類（自社のホームページの画面を印刷した書類等）であって、その内容及び目標を定めた日付が分かるもの

次世代育成支援対策の実施 により達成しようとした目標	目標の達成状況

様式第二号（第三条関係）（第五面・第六面）

（記載要領）

1. 「申請年月日」欄は、都道府県労働局長に基準適合一般事業主認定申請書（以下「認定申請書」という。）を提出する年月日を記載すること。
2. 「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄は、申請を行う一般事業主の氏名又は名称、主たる事業、住所及び電話番号を記載すること。氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事業、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。代表者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。電話番号については、主たる事務所の電話番号を記載すること。
3. 「1. (1) 一般事業主行動計画策定届を届け出た日」欄は、都道府県労働局長に一般事業主行動計画策定届（以下「届出書」という。）を提出した年月日を記載すること。
4. 「1. (2) 一般事業主行動計画策定届の届出先」欄は、届出書を提出した都道府県労働局長の都道府県名を記載すること。
5. 「1. (3) 計画期間」欄は、認定を受けようとする一般事業主行動計画の期間の初日及び末日並びに当該行動計画が何期目の行動計画であることを記載すること。
6. 「2. 常時雇用する労働者の数」欄は、認定申請書を提出する日又は提出する日前の1か月以内のいずれかの日において常時雇用する労働者の数、うち有期契約労働者の数及び男女別労働者の数を記載すること。
7. 「3. 一般事業主行動計画において達成しようとした目標及びその達成状況」については、（第四面）に記載すること。
8. 「4. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日」欄は、策定した一般事業主行動計画を「両立支援のひろば」等に公表した年月日を記載すること。
9. 「5. (1) 一般事業主行動計画を策定又は変更した日」欄は、認定を受けようとする一般事業主行動計画を策定又は変更した年月日を記載すること。複数回変更し、記載欄が足りない場合には、5 (1)～(4)については、取り繕って記載すること。
10. 「5. (2) 変更した場合の変更内容」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。
11. 「5. (3) 一般事業主行動計画を外部へ公表した方法」欄は、該当するものの番号を で囲み、 を で囲んだ場合は、括弧内の具体的方法を で囲むか、記載すること。 を で囲んだ場合は、 以外の公表の方法を記載すること。
12. 「5. (4) 一般事業主行動計画を労働者へ周知した方法」欄は、該当するものの番号を で囲み、 を で囲んだ場合は、 から 以外の周知の方法を記載すること。
13. 「6. 育児休業等の取得に関する状況」欄については、
 - (1) 「育児休業等」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業のほか、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業をいうこと。
 - (2) 「看護休暇」とは、育児・介護休業法第16条の2に規定する看護休暇をいうこと。
 - (3) 「短時間勤務制度等」とは、育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置のほか、3歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する労働者のための所定労働時間の短縮措置に準ずる措置をいうこと。
 - (4) 「育児目的休暇制度」とは、一般事業主が講じている育児を目的とするもの

であることが労働協約、就業規則等において明らかにされている休暇制度であり、例えば、失効年休の育児目的での使用や、「育児参加奨励休暇」制度、子の学校行事や予防接種等の通院のための勤務時間中の外出を認める制度、子（子の配偶者を含む）が出産したときの「孫誕生休暇」制度などをいうこと。

(5) 「育児休業等をしたものの割合」は、小数第1位を切り捨てて記載すること。

14. 「7. 育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況」欄は、ア～キの措置ごとに、実施の有無について有又は無の文字を で囲むこと。

15. 「8. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施状況」欄は、ア～ウの措置ごとに実施の有無について有又は無の文字を で囲むこと。有の場合は右欄に実施した措置の内容について具体的に記載すること。